令和５年１０月３日

てん菜作付者　各位

芽室町農林課長

　　　令和５年度てん菜作付奨励総合対策事業助成金の交付申請について（通知）

　令和４年度から令和７年度（４輪作）の期間において実施する標記助成金について、令和５年度の交付申請を受付しますので、下記のとおりお手続きをお願いします。

記

１　対 象 者

芽室町において、てん菜を作付する農業者及び町内に事業所を有する法人であって、

飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち20％以上30％未満の割合でてん菜を作付したもの。

２　提出期限

**令和５年11月30日（木）　期限厳守**

　　**※提出期限を過ぎた場合は交付できませんので御注意ください。**

３　提出方法

1. 直接持参での提出　芽室町役場庁舎２階　農林課
2. WEBフォームでの提出（下記のアドレス、またはQRコードを読み込み回答可）

<https://memuro.collaboform.com/#/g/80a07a1a-99fc-4a24-b3af-bb03c75533c0>

※**色付きの欄をすべて回答していただきます。**

※**数字は半角で入力してください。全角はエラーになります。**

1. E-Mailでの提出（n-nougyou@memuro.net）
2. FAXでの提供（FAX:0155-62-3757）

４　提出書類

1. **助成金交付申請書**（第１号様式）※同封しています。

芽室町ホームページの農林課の農業関係者のみなさまへから助成金交付申請書（第１号様式）をダウンロードいただけます。

1. **令和５年度第３期作付面積確認書**

９月１４日付け

御案内文書

（発行されていない場合は類似の作付面積が確認できる書類）

※令和５年９月１４日付けで御案内したJAめむろが行う

第３期作付面積取りまとめの数値等の活用に同意いただ

いた方は、添付書類は**提出不要**になります。

５　そ の 他

事業の概要は裏面を御覧ください。

６　問合せ先

芽室町農林課農業振興係

　　　Tel 62-9725　Fax 62-3757　　e-mail n-nougyou@memuro.net

（農業振興係）

町では、近年のてん菜作付減少に歯止めをかけ、適正輪作体系の維持、製糖工場を有する本町経済、他産業の発展のため、平成26年度支援事業を実施してきました。平成３０年度から令和３年度の期間で実施してきた助成内容の見直しと変更を行い、令和４年度から令和７年度（４輪作）の期間で実施します。

てん菜作付奨励総合対策事業

**１　助成金の対象者と取組と金額**

**・適正な輪作体系作付助成事業**

芽室町において、てん菜を作付する農業者及び町内に事業所を有する法

　　人であって、飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち**20％**

**以上30％未満**の割合で、てん菜を作付した場合に、てん菜作付による適正

な輪作体系と判断し、てん菜の作付面積に対し、10aあたり**540円**を助

成する。

例）①てん菜の作付面積が7.58ha（758a）

　　　飼料用作物を除く作付面積が30.50ha（3,050a）

 　**758a÷3,050a×100＝24％（助成対象）**

　　　 　**＠540円/10a × 758a ＝ 40,932円**

　　②てん菜の作付面積が7.58ha（758a）

　　　飼料用作物を除く作付面積が40.50ha（4,050a）

 　**758a÷4,050a×100＝18％（助成対象外）**

※作付面積での助成金算定となりますので、種子、苗、床土等の購入伝票の提出は必要ありません。（交付申請時にＪＡ第３期実測作付面積確認書を提出、ＪＡの３期実測をしていない方は類似の作付面積が確認できる書類を提出）

９月１４日付け

御案内文書

※JAめむろが行う第３期作付面積取りまとめの数値等の活用に

同意いただいた方は、添付書類は**提出不要**になります。

※風害等で２度播種をした場合でも、２倍の助成金とはなりませんので御了承ください。